

ケアプランセンター はーとらいふ 運営規程

第1条（事業の目的）

社会医療法人かりゆし会が開設するケアプランセンター はーとらいふは、今まで地域を支えてこられた高齢者の方々が、病気や寝たきりの状態になっても、望む場所で自分らしく生活できるように、医療と介護など関わる者が一体となり、切れ目なく質の高い包括的な支援を提供するため。

第2条（運営の方針）

- ① 自分や自分の家族がして欲しいと思うケアを提供します。
- ② いつでも笑顔で親切なケアを提供します。
- ③ 利用者の方の個性や楽しみを尊重し、その人らしく笑顔で日常生活を送れるように、優しさと温かみのあるケアを提供します。
- ④ 医療と介護の連携により、切れ目ない支援を提供します。
- ⑤ 職員がやりがいと誇りを持って働ける環境を作ります。

第3条（事業所の名称等）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称：ケアプランセンター はーとらいふ
- ② 所在地：沖縄県中頭郡西原町字小那覇1606番地

第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者：1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- ② 介護支援専門員：1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

第5条（営業日及び営業時間）

営 業 日：月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月30日から1月3日までを除く。

営業時間：サービス提供時間 午前8：30から午後5：30までとする。

第6条（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所：事業所内。希望がある場合は自宅等。

- ② 使用する課題分析票の種類：利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
- ③ サービス担当者会議の開催場所：事業所内。希望がある場合は自宅等。
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度：1ヶ月に1回以上。
- ⑤ モニタリングの結果記録：1ヶ月に1回以上。

第7条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、西原町、その他相談可。

第8条（事故発生時の対応）

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに沖縄県介護保険広域連合、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者及び保険者等の関係機関に報告しなければならない。

第9条（その他運営についての留意事項）

- ① 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。（採用時研修 採用後3カ月以内）
- ② この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人かりゆし会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第10条（秘密の保持と個人情報の保護）

- ① 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- ② 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- ③ 従業者は業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

第11条（苦情処理）

利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

第12条（感染症対策の強化）

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）を実施します。

第13条（業務継続の取組の強化）

事業継続計画（BCP）等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）を実施します。

第14条（高齢者虐待防止の推進）

虐待の発生・再発の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を設置します。

第15条（ハラスメント対策の強化）

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策をします。

第16条（質の高いケアマネジメントの推進）

必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。

第17条（ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意等の見直し）

- ① 書面で説明・同意等は電磁的記録による対応を行う場合があります。
- ② 利用者等の署名・押印を求めない場合は、説明・同意・確認・交付した内容を支援経過記録に記録します。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

この規程は、平成27年6月11日から施行する。

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

この規程は、平成28年2月21日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月21日から施行する。

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年9月21日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

この規程は、令和2年1月6日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

